

**豊田市成年後見支援センター**  
**改訂された「診断書」と新設された「本人情報シート」の運用について**

豊田市 福祉総合相談課

## 1 改訂の経緯など

- **成年後見制度利用促進基本計画（H29.3.24 閣議決定）での検討課題**
    - ① 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
    - ② 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方
- ⇒ 最高裁判所が関係府省と連携し、認知症高齢者・障がい者関係団体や医師・福祉関係団体から意見を伺いながら、「診断書」の改定と「本人情報シート」を制定

## 2 診断書改訂のポイント

- ① **判断能力についての意見欄の見直し**
  - ・ 意思決定支援の考え方を踏まえ、「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定（チェックボックスの順番が従前と逆に）
- ② **判定の根拠欄の見直し**
  - ・ 自由記載欄を廃止し、(1)見当識 (2)他人との意思疎通 (3)理解力・判断力 (4)記憶力の4項目のチェック欄を新設

## 3 本人情報シートについて

- **日頃から本人を支える福祉関係者\*が、本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式。**
  - ※ ケアマネジャーや障がい相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括センター、成年後見支援センター、市のケースワーカーなど

## 4 豊田市における運用フローについて

- 原則、裏面のフローのとおり。
- ただし、個別事案の中では各種調整等が発生しますこと、御理解願います。

## 5 周知について

5月10日（金）医師会事業運営委員会

5月21日（火）地域包括支援センター連絡会

6月5日（水）介護サービス事業者連絡協議会（ケアマネ等）

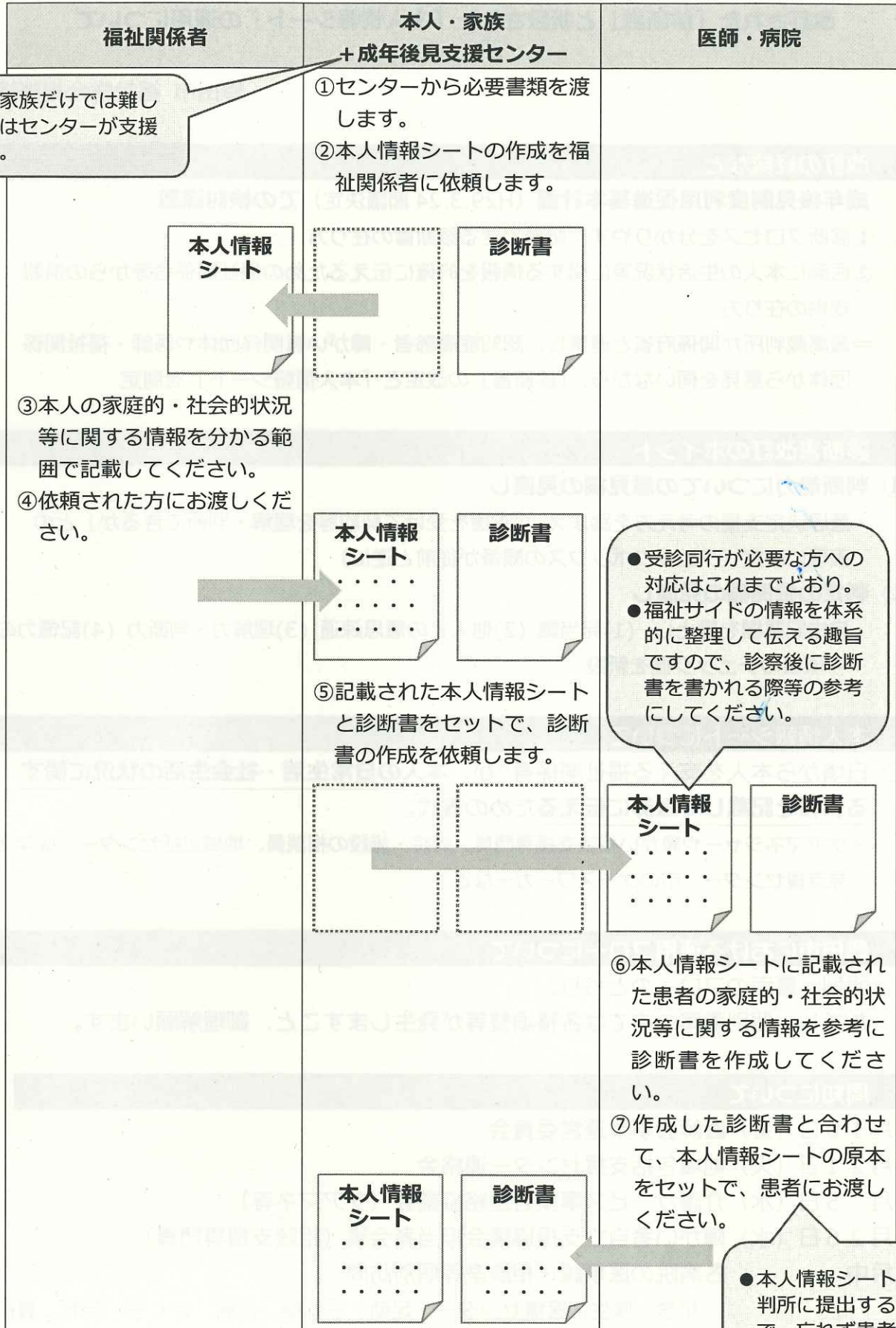
6月26日（水）障がい者自立支援協議会担当者会議（相談支援専門員）

6月中 各病院の医事課・相談室等個別訪問

記念、厚生、医療センター、足助、三九朗、斉藤、さくら、若竹、豊田東リハ、豊田西、南豊田、仁大、衣ヶ原

※ その他、特養施設長会議やワーカー協会にも周知を予定

<診断書・本人情報シート作成のフロー図>



成年後見制度の申立手続きへ

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<p><b>本人</b></p> <p>氏 名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p><b>作成者</b></p> <p>氏 名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
---	---

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

区分（1・2・3・4・5・6）  非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり  なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない  できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる  理解できない場合がある

ほとんど理解できない  理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる  記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない  記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

--	--	--	--

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

--	--	--	--

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

--	--	--	--

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景□事情等)

--	--	--	--

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

--	--	--	--